

令和元年度 人事院調達改善計画 自己評価結果  
(評価対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

調達改善計画で定めた取組	新規	実施した取組内容	取組の効果	目標達成状況	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
(1)電子調達の推進						
民間事業者を対象とした政府の普及啓発活動の展開も勘案しつつ、原則として電子調達システムを利用しての入札の実施を目指す。		前年に行った院内ネットワークシステムの更改の影響で電子調達に必要な環境に不具合が生じてしまい電子入札機能を利用した入札を行うことができなかった。	-	×	-	ネットワーク環境を整備し、令和2年度に公告する案件から電子入札を原則とすることとする。
(2)情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。						
情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。		情報システムの調達に際しては、調達原課において、PMOが作成したIT関連調達仕様書作成要領を基に仕様書を作成した上で、仕様の内容、必要性・妥当性についてPMOの助言・指導を求め、仕様書を適正なものに修正し、適正な調達の実施に努めた。	IT関連調達仕様書作成要領を活用した仕様書の作成により仕様書に記載すべき主要事項の漏れを防ぐとともに、内容や構成の必要性・妥当性の確認をすることができた。	○	-	引き続き、仕様書についてはPMO主導のもと、必要性・妥当性をチェックし、適正な調達を実施する。
(3)人事院の行う調達に関する情報を積極的に発信する。						
人事院の実施する調達に関する情報が、より多くの潜在的な応札者(応募者)により的確に届くように、情報提供の方法や質・量を改善する。 ・入札説明書の取寄せ等調達プロセスにおいて人事院に接触のあった事業者等(障害者就労施設を含む。)から、任意のメール連絡先の登録を受け付け、新規調達案件(地方事務局等による調達を含む。)に係る情報をその都度配信するサービスを継続し、可能な限り拡大する。		年度当初に年間調達予定の公表を行うとともに、過去同種の案件において入札説明書を入手した業者等に入札情報の発信を行った。また、任意のメール連絡先登録業者に対しても、入札公告時に入札参加を促す連絡を幅広く行い、潜在的な応札者により的確に情報が届くよう取組を行った。	入札情報のメールを継続的に配信することで、メールを見て入札説明書を入手する業者もあり、継続して続けることに効果があると思われる。また、メール連絡先を登録する業者もわずかではあるが、増えている。	○	入札説明書を入手する事業者は増えているが、応札者の増加にまでは繋がっていない。	引き続き調達情報をその都度配信するとともに、電子調達システムを活用することにより、潜在的な応札者により的確に情報が届くよう取組を進める。
(4)引き続き「1者応札(応募)」解消に向けた取組を推進する。						
平成27年度に導入した「1者応札のためのチェックシート」を活用するとともに、効果や試行錯誤を踏まえた見直し・改良を柔軟に行う。また、1者応札(応募)事案に対しては、丁寧に実情の把握を行って、実施可能な改善策を検討する。		1者応札の解消に向け、遠方業者からの問い合わせに際し、入札説明書をメール等で提供し、入札参加を促した。また、1者応札となった案件については、辞退業者からの聴き取りその他による原因把握を行った。	原因の検証、声かけ等を行った結果、前年度と比較し、若干ではあるが1者応札率が減少した。	△	依然として情報システム調達に係る1者応札率は高く、辞退した事業者に理由を聴取したところ、技術者不足が大きな要因となっているとの回答であった。	引き続き、辞退理由の把握、分析、打開策の考察を行いつつ、実施可能な改善策を実行に移し、1者応札の解消に努める。
(5) 調達の公正性・透明性を高める観点から、競争的手続をさらに拡大する。						
検討対象である調達件数の43%を占める競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。例えば、調達案件の内容に応じて、 ・同種の少額調達案件を一括して入札にかけることにより、また、他機関の行う共同調達の機会を最大限に活用することにより、手続の競争性を高めることと併せて、調達経費を節減する。 ・入札における「競争参加資格(全省庁統一資格)」「A等級」から「D等級」までの格付けの設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ許容される限り範囲を幅広く設定してより多くの業者の参加を促すことにより、競争性の確保を図る。(併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようとする。) なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経ることによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。		入札公告等入札関係資料作成の際の競争参加資格(等級)の設定に当たっては、業務内容に鑑み支障がないか調達原課とも相談の上、原則として当該案件の調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広く資格を認めている。その際、調達 mismatches を防ぐため、新規参入業者に対しては丁寧に説明を行った。 少額調達案件で同時期に一括して入札にかけるようなものはなかった。締結した随意契約案件のうち、随意契約審査委員会の審査を要するものはなかった。	左記の取組により中小企業の参加機会が広がったものと考えられる。また、調達の mismatches もなかった。	○	-	引き続き、入札における競争参加資格の設定について、幅広い設定を行うことにより調達機会の拡大を図っていくこととする。
			-	-	-	引き続き競争性を高めることにより調達経費の節減に努める。また、随意契約締結によらざるを得ないと判断される調達については、公正性・適正性を確保した契約を締結する。
(6)障害者就労施設からの調達を推進する。						
障害者就労施設からの調達可能な案件を他府省の調達情報や取扱い業務の情報をもとに検証し、手続的に適正な競争性は確保した上で、積極的な見積依頼等の働きかけを行い、これら施設からの調達の一層の拡大に努める。		調達実績の拡大を目指し、調達内容、調達数量を考慮しながら、新規障害者就労施設に対し積極的に情報提供や見積依頼等を行った。	障害者就労施設に対し積極的な見積依頼を行い、公正な競争性を確保した上で調達を行った結果、令和元年度においては、物品17件・役務31件の約603万円の調達を行った。(平成30年度物品27件、役務22件:約576万円)	○	調達機会の拡大を図るため積極的に新規業者に対し見積依頼等の働きかけを行っているが、障害者就労施設は受注できる業務に限られており、また、価格差もあり、調達の拡大に結びつけることが難しい。	調達が可能である案件を選定し、障害者就労施設に対する情報提供、参加意欲を継続して実施するとともに、他府省と取引実績のある事業者等の情報をもとに新規調達の拡大に努める。

令和2年度 人事院調達改善計画 自己評価結果  
(評価対象期間:令和2年4月1日～令和2年9月30日)

調達改善計画で定めた取組	新規	実施した取組内容	取組の効果	目標達成状況	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
(1)電子調達システム及びオープンカウンター方式による調達の実施						
一般競争入札については、原則として電子調達システムを利用して入札を実施するとともに、少額随意契約案件については、ホームページ等を積極的に活用したオープンカウンター方式による調達を実施することで、情報を広く発信し、中小企業からの調達機会の拡大、調達の競争性・公平性等の向上を図ることを目指す。		令和2年度公告案件より一般競争入札について、原則、電子調達システムを利用した入札を実施した。 少額随意契約案件のオープンカウンター方式による調達の実施にまでは至らなかった。	電子調達システムにより入札公告を行ったことにより、入札説明書の入手を行う事業者の数が大幅に増加した。特に、印刷案件においては、新規事業者の参入が増え、競争性も高まった。	△	電子調達システムを利用することにより新規参入事業者が増える一方で、印刷以外の案件においては、参考入手のみで調達に参加しない事業者も多く見受けられ、必ずしも競争性の拡大に繋がっていない。	電子調達システムを活用し、情報を広く発信することで潜在的な応札者に情報を届けるとともに、少額随意契約についてもオープンカウンター方式の活用により参入事業者の拡大、調達の競争性・公平性等の向上を図る
(2)人事院の行う調達に関する情報を積極的に発信する。						
人事院の実施する調達に関する情報をより多くの潜在的な応札者(応募者)により的確に届くように、情報提供の方法や質・量を改善する。具体的には、電子調達システムやホームページを活用したオープンカウンター方式による調達情報の配信を行うほか、引き続き、入札説明書の取寄せ等調達プロセスにおいて人事院に接触のあった事業者等(障害者就労施設を含む。)から、任意のメール連絡先の登録を受け付け、新規調達案件(地方事務局等による調達を含む。)に係る情報をその都度配信し、可能な限り拡大する。		年度当初の調達計画の公表(HP掲載)、電子調達システムの活用、任意登録事業者へのメールでの調達案内等を積極的に行った。	例年行っていた調達案内メールに加え、電子調達システムの活用により調達情報の発信の機会が増えたことにより、特に、印刷案件においては、新規事業者の参入が増え、競争性も高まった。	○	上記(1)と同様、入札説明書を入手する事業者は増えているが、印刷以外の案件においては応札者の増加にまでは繋がっていない。	引き続き調達情報をメール等でその都度配信するとともに電子調達システムの活用により、潜在的な応札者により的確に情報が届くよう取組を進める。
(3)情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。						
情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、令和2年1月に作成したIT関連調達仕様書作成要領を活用しつつ、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。		情報システムの調達に際しては、調達原課において、IT関連調達仕様書作成要領を活用して仕様書の作成を行うとともに、仕様書作成の段階からPMOに仕様の内容、必要性・妥当性について助言・指導を求め、仕様書を適正なものに修正し、適正な調達の実施に努めた。	IT関連調達仕様書作成要領を活用した仕様書の作成により仕様書の不備等が減り、PMOによるチェックが効率的なものとなった。	○	仕様書作成要領により仕様書の不備は減ったものの、新規事業については、実際の業務と仕様書の整合性が十分考慮できていない場合もあり、依然としてPMOによる指導が必要となっている。	引き続き府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様書の内容や構成の必要性・妥当性、業務内容との整合性などについてチェックを行う。
(4)引き続き「1者応札(応募)」解消に向けた取組を推進する。						
平成27年度に導入した「1者応札のためのチェックシート」を活用するとともに、効果や試行錯誤を踏まえた見直し・改良を柔軟に行う。また、1者応札(応募)事案に対しては、丁寧に実情の把握を行って、分析・打開策の考察を行いつつ、実施可能な改善策を実行に移し、1者応札の解消に努める。		1者応札の解消に向け、積極的な調達情報の発信とともに、辞退業者からの聞き取り等原因把握を行った。	若干の減少は見られるものの、根本的な1者応札の解消には結びつかなかった。	△	例年同様に情報システムに係る調達案件で1者応札が多く見られ、調達情報入手の段階から1者しか関心を示さなかったり、複数から関心を示されても社内リソース不足を理由に辞退され、1者応札となってしまっている。	調達情報を広く発信することで、当院の業務に関心を示していなかった事業者の参加を促すとともに、引き続き、辞退理由の把握、分析、打開策の考察を行い、実施可能な改善策を実行に移す。
(5)調達の公正性・透明性を高める観点から、競争的手続をさらに拡大する。						
<p>検討対象である調達件数の4割を占める競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。例えば、調達案件の内容に応じて、</p> <p>・同種の少額調達案件を一括して入札にかけることにより、また、他機関の行う共同調達の機会を最大限に活用することにより、手続の競争性を高めることと併せて、調達経費を節減する。</p> <p>・入札における「競争参加資格(全省庁統一資格)」「(A等級)から「D等級」までの格付け)の設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ許容される限り範囲を幅広く設定してより多くの業者の参加を促すことにより、競争性の確保を図る。(併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようにする。)</p> <p>なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性及合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経ることによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。</p>		<p>入札公告等入札関係資料作成の際の競争参加資格(等級)の設定に当たっては、引き続き、業務内容に鑑み支障がないか調達原課とも相談の上、原則として当該案件の調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広く資格を認めている。その際、調達 mismatches を防ぐため、新規参入業者に対しては丁寧に説明を行った。</p> <p>今期において、少額調達案件で同時期に一括して入札にかけるようなものはなかった。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、試験実施日程に変更が生じ、緊急で会場の選定を行う必要がある案件が複数発生した。</p>	<p>左記の取組により中小企業の参加機会が広がっているものと考えられる。また、調達 mismatches もなかった。</p> <p>—</p>	<p>○</p> <p>△</p>	<p>—</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、急遽契約しなければならぬ案件が複数発生し、競争的手続きに基づいた調達を実施することができなかった。</p>	<p>引き続き、入札における競争参加資格の設定について、幅広い設定を行うことにより調達機会の拡大を図っていくこととする。</p> <p>引き続き競争性を高めることにより調達経費の節減に努める。また、随意契約締結によらざるを得ないと判断される調達については、公正性・適正性を確保した契約を締結する。</p>
(6)障害者就労施設からの調達を推進する。						
障害者就労施設からの調達が可能な案件を他府省の調達情報や取扱い業務の情報をもとに検証し、手続的に適正な競争性は確保した上で、積極的な見積依頼等の働きかけを行い、これら施設からの調達の一層の拡大に努める。		調達実績の拡大を目指し、調達内容、調達数量を考慮しながら、新規障害者就労施設に対し積極的に情報提供や見積依頼等を行った。	障害者就労施設に対し積極的に見積依頼を行い、公正な競争性を確保した上で調達を行った結果、新規に2件の事業者が参入することとなった。	○	調達機会の拡大を図るため積極的に見積依頼等の働きかけを行っているものの、障害者就労施設は受注できる業務が限られており、また、価格差もあり、調達に結びつけることが難しい案件も見受けられた。	障害者就労施設に対する情報提供、参加誘惑を継続して実施することで調達の機会も広がったことから、引き続き働きかけを行い、調達の拡大に努める。

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称： 人事院契約監視委員会

開催日時： 令和3年2月8日（月）

件名： 令和元年度人事院調達改善計画の自己評価結果及び令和2年度人事院調達改善計画の自己評価結果（上半期）

外部有識者からの意見	意見に対する対応
・ネットワーク更改による不具合で電子入札について対応できなかったというのどのような状況であったのか。	・端末等の準備、設定方法の確認不足が要因であった。
・情報システム案件を取り扱える競争参加資格を持った事業者はどれぐらい登録があるのか。少数では1者応札の解消には繋がらないのではないか。	・登録数を把握していないが、相当数ある。入札説明書を入手しても当院の調達案件は規模が小さいため応札にまで繋がらないケースが多い。